

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
2QHY1KA00020	2RSL1AS0103 0001						
品名 または 件名							
258号建物冷温水ポンプ取替							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
春日井駐業				陸上自衛隊春日井駐屯地			
搬入場所				納期または工期			
業務隊管理科 赤堀技官 371				令和5年3月30日(木)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること
防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和4年11月28日(月)10時00分 春日井駐屯地会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名、規格及び数量等

件名	履行内容	履行場所
258号建物冷温水ポンプ取替	仕様書のとおり	陸上自衛隊春日井駐屯地

(2) 履行期間 契約締結日 ～ 令和5年3月31日

(3) 契約物品特質等：仕様書のとおり

2 競争参加資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3) 令和3・4年度の建設工事及び測量・建設コンサルタントに係る競争参加資格(防衛省資格)において「建築一式工事」D級以上または「管工事」C級以上の資格を有する者(入札前日までに「資格決定通知書」の写し(FAX可)を提出すること。)

(4) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(8) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(9) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)

(10) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(11) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(12) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所等

(1) 入札関係書類は、第408会計隊春日井派遣隊において令和4年11月7日(月)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:15～16:30)

(2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札(現場)説明会は実施しない。ただし、現地及び業務内容等の確認を希望する場合は、個別に対応するので、希望者は第9項第6項アに示す担当者に連絡されたい。

(2) 開札場所：春日井駐屯地会計隊入札室

(3) 開札日時：令和4年11月28日(月)10時00分

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

(3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札方法及び落札の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(3) 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した内訳明細書の書面を提出するものとする。

7 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札書提出期限に遅れたものによる入札書

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

- (4) 電報、電話、FAX等による入札
- (5) 暴力団排除の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合における入札
- (6) その他、入札に関する条項に違反した入札

8 契約書の作成

契約締結後、速やかに契約書を作成する。

9 その他

(1) 入札書の提出期限等

ア 受領期限：令和4年11月28日（月）10時00分必着分までを有効とする。

イ 提出方法：持参又は郵送とする。

(2) 入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札になった場合は、別途連絡する。

(3) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

(4) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX不可）

(5) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第408会計隊春日井派遣隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。

(6) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(7) 問い合わせ先

〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地陸上自衛隊春日井駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

陸上自衛隊第408会計隊春日井派遣隊

担 当：赤塚（あかつか）

TEL：0568-81-7183（内線345）

FAX：0568-81-9072

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊 管理科営繕班

担 当：赤堀（あかほり）

TEL：0568-81-7183（内線371）

(8) この入札に関する公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊掲示板、陸上自衛隊守山駐屯地第408会計隊掲示板、陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊掲示板及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ<https://www.mod.go.jp/gsdf/mea/mafin>に掲載しています。

258号建物冷温水ポンプ取替

件名	258号建物冷温水ポンプ取替				図番	1/4
業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイラー係長	施設管理	管財	工事企画
了	了	了	了	了	了	了
陸上自衛隊春日井駐屯地 管理科					令和 4年11月 2日	

仕 様 書

- 1 件 名 258号建物冷温水ポンプ取替
- 2 工事場所 愛知県春日井市西山町無番地 陸上自衛隊春日井駐屯地
- 3 工 期 契約日から令和5年3月30日まで
- 4 工事概要 本工事の概要は、下記に示すとおりである。

項 目	概 要	数 量	備 考
機械設備工事	養生・仮設 ポンプ撤去・新設 電源接続、芯出し調整 整理清掃撤収	一式 一式 一式 一式	

5 一般事項

- (1) 本工事は本仕様書及び図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」により施工するものとし、仕様書及び施工に際し疑義が生じた場合は、事前に監督官と調整し、その指示に従うものとする。
- (2) 工事に使用する材料は、特記がない限りすべて新品とし、監督官の検査を受けて合格したもの及び使用承認を受けたものとする。
- (3) 施工中、施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし万一損傷させた場合は速やかに監督官に報告すると共に、請負者の責任において賠償するものとする。
- (4) 工事実施に際し、関係各法規・条例等を厳守し、火災及び各種事故発生に十分注意するものとし、請負者は作業員全員に対し、安全管理を徹底させるものとする。また、作業終了後速やかに施工場所の清掃・片づけを行い、監督官の点検を受けるものとする。
- (5) 仕様書及び図面に記載なき事項といえども、関係法令及び技術上等により当然施工すべき事項、および監督官が軽微なものとして指示した事項は、請負者負担において施工するものとする。
- (6) 発生材のうち監督官の指示するものは、発生材調書と共に監督官に引き渡すものとし、それ以外のものは、場外処分とする。なお、その際は廃棄物処理関連法規に準じて、適正な処分を行うものとする。
- (7) 施工に際し必要な電気、水道水は、すべて請負業者が負担するものとする。ただし、やむをえない場合は、監督官に申し出るものとする。
- (8) 駐屯地内における入門手続き及び車両規制等自衛隊側の諸規則に従うものとする。
- (9) 工事写真は、着工前・施工中・完成後・完成後隠蔽となる箇所・使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し整理の上、提出するものとする。

6 特記事項

- (1) 工事日については契約後監督官と協議をして決定するものとする。
- (2) 使用する部材は以下に示す物を基準とし、監督官と調整の上施工すること。
エバラポンプ 60×50FS4J65.5E モーター有
- (3) 部品取替にあたっては、機器製造所の指定部品を使用し、作業に際しても機器製造所のマニュアルに従い実施するものとし、取替完了後試運転調整を実施するものとする。

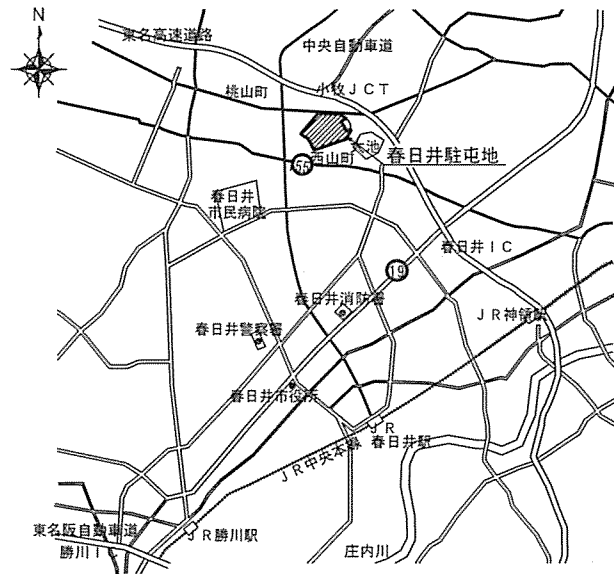
7 提出書類

- | | | |
|------|---------------------|-----|
| (1) | 工程表(着工前・完了後) | 2部 |
| (2) | 工事費内訳書 | 1部 |
| (3) | 現場代理人通知書 | 1部 |
| (4) | 現場代理人経歴書 | 1部 |
| (5) | 着工届・竣工届 | 各2部 |
| (6) | 材料検査簿 | 1部 |
| (7) | 使用材料承認願・材料一覧表 | 各1部 |
| (8) | 出荷証明書・材料承認図・使用材料仕様書 | 各1部 |
| (9) | 発生材調書 | 1部 |
| (10) | 工事写真 | 1部 |
| (11) | その他指示された書類等 | 1部 |

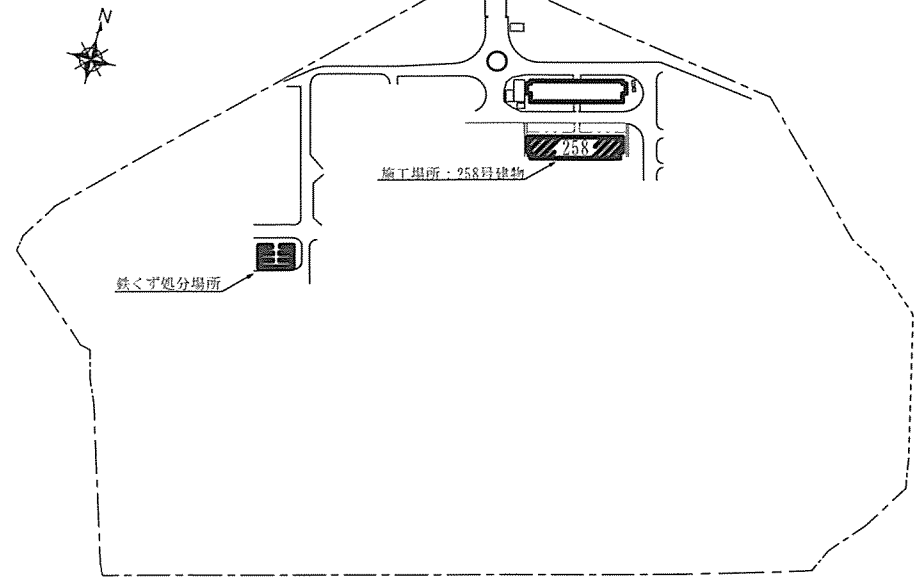
8 検 査

本工事の検査は、検査官の竣工検査をもって検査合格とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後再検査を実施する。

件 名	258号建物冷温水ポンプ取替	図 番	2/4
図 名	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地 管理科		令 和	4年11月 2日



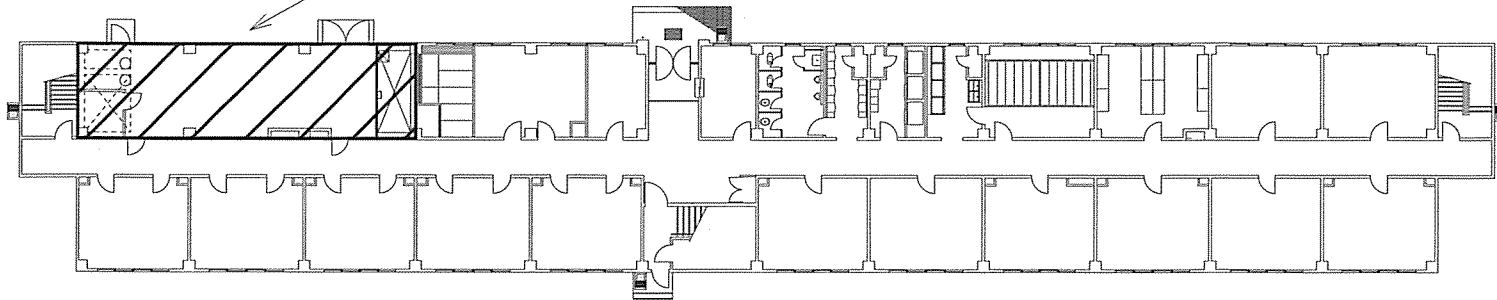
案内図 S=1/X



配置図 S=1/6,000

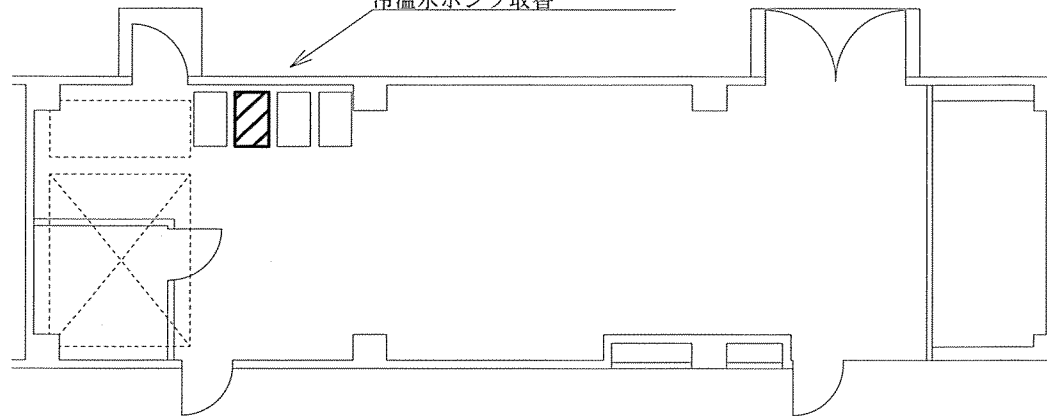
件名	258号建物冷温水ポンプ取替	図番	3/4
図名	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊春日井駐屯地 管理科		令和 4年11月 2日	

施工場所：258号建物機械室



258号建物平面図 1/400

ポンプベース 1080×650×200
冷温水ポンプ取替



258号建物機械室平面図 1/150

件名	258号建物冷温水ポンプ取替	図番	4/4
図名	258号建物平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊春日井駐屯地 管理科		令和	4年11月 2日